

確認制度について

平成26年6月12日

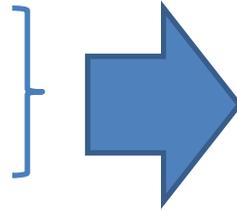
東大阪市

子ども・子育て新制度推進委員会事務局

- 確認制度の流れ
- 今後のスケジュール
- その他

確認制度の流れ

- (1) 各施設ごとの認可基準を満たす
- (2) 利用定員の設定
- (3) 運営基準の整備



- (4) 給付対象として確認
- (5) 施設型給付費の支給

◎利用定員の設定について

①利用定員とは

原則として認可定員の範囲内で利用定員を設定する



②設定は各施設形態ごとに年齢区分・支給認定区分に応じて設定を行う

③設定において保育標準時間・短時間の区分は行わない

確認制度の流れ

◎各施設ごとの定員の設定について

①幼稚園：各年齢ごとに設定

(例)

	3歳児	4歳児	5歳児
1号認定	25人	70人	70人

②保育所：各年齢ごと・支給認定区分ごとに設定

(例)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
2号認定				30人	30人	30人
3号認定	10人	15人	20人			

③幼保連携型認定こども園：各年齢ごと・支給認定区分ごとに設定

(例)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号認定				25人	70人	70人
2号認定				30人	30人	30人
3号認定	10人	15人	20人			

④地域型保育事業：各事業ごとの枠内で②・③と同様に年齢ごと・支給認定区分ごとに設定

※ただし、居宅訪問型事業については設定不要

(例)

	0歳児	1歳児	2歳児
3号認定	3人	6人	10人

今後のスケジュール

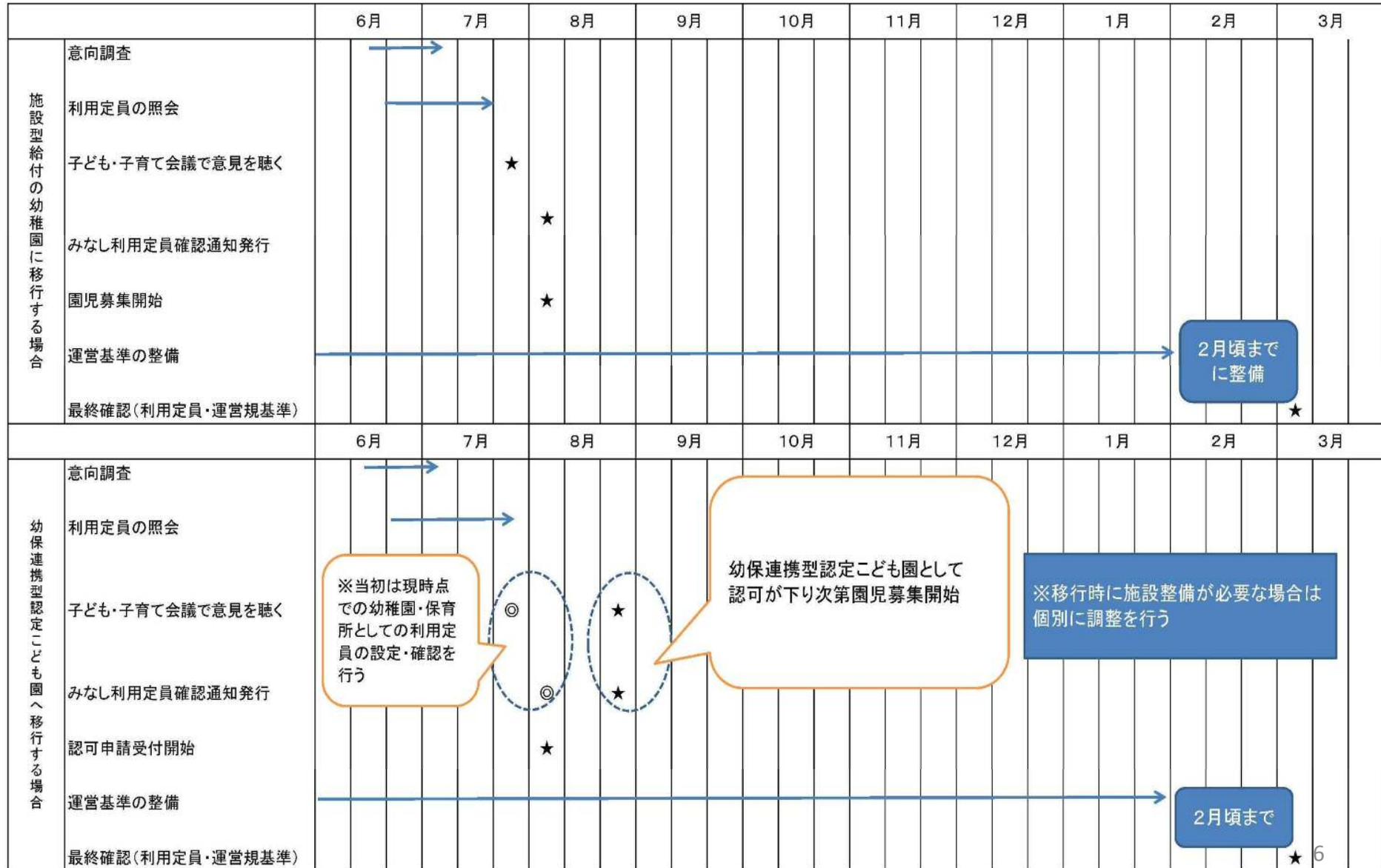
【教育・保育施設】

- (1) 意向調査の実施
- (2) 利用定員の照会(※その他確認に係る事務手続について通知)
- (3) 運営基準の整備依頼
- (4) (2)の内容について申請書の提出依頼
- (5) 申請内容の確認を実施
- (6) 利用定員について子ども・子育て会議へ附議
- (7) 確認終了後園児募集開始

【地域型保育事業を行う事業者】

- (1) 意向調査の実施
- (2) 実施事業者の選定(※その他確認に係る事務手続について提示)
- (3) 事業者決定後、利用定員の設定及び運営基準の整備依頼
- (4) (3)の内容について申請書の提出依頼
- (5) 申請内容の確認を実施
- (6) 利用定員について子ども・子育て会議へ附議
- (7) 確認終了後園児募集開始

今後のスケジュール(案)

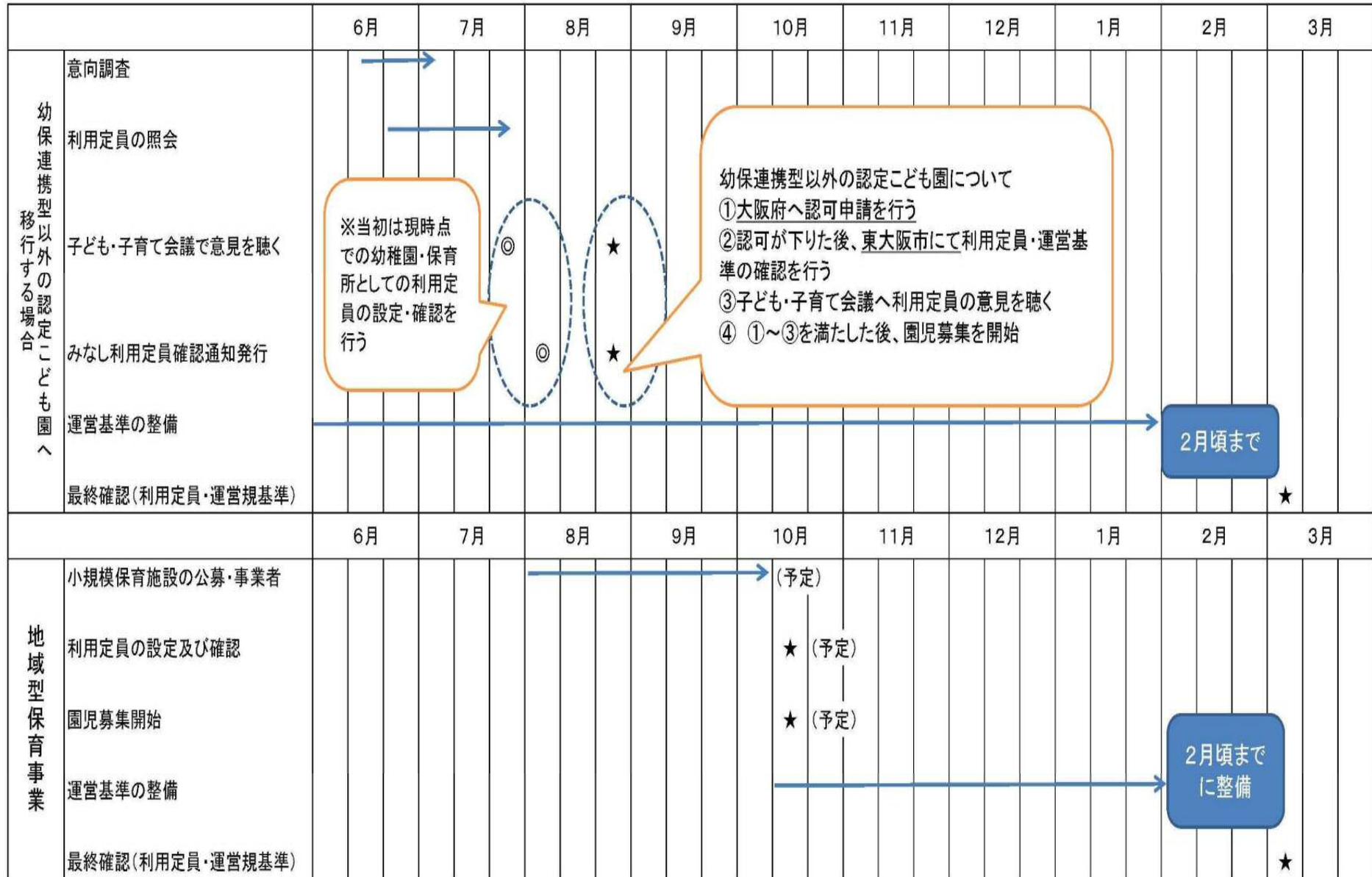


※当初は現時点での幼稚園・保育所としての利用定員の設定・確認を行う

幼保連携型認定こども園として認可が下り次第園児募集開始

※移行時に施設整備が必要な場合は個別に調整を行う

今後のスケジュール(案)



その他

(1) 利用定員の年度途中での変更

- ・年度途中の利用定員の変更は認可定員を超えない範囲で可能
- ・連続する過去2年間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合、費用を定率で調整

(2) 保育標準時間と短時間の内訳

- ・利用定員の設定時に保育標準時間・短時間の区別は行わない

事務連絡
平成26年6月4日

各都道府県・指定都市・中核市
子ども・子育て支援新制度 担当部局 御中
各都道府県 私立幼稚園所管部局 御中

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査について

平素より子ども・子育て支援施策の推進、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の施行準備に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

新制度の実施に当たり、私立幼稚園は、新制度に移行するか、引き続き現行の私学助成等を受けるとかの選択、新制度に移行する場合には、幼稚園のまま移行するか、認定こども園（幼保連携型又は幼稚園型）となるか等の選択を行うことが必要となるほか、一時預かり事業や小規模保育事業等の実施についても、実情に応じて検討を行う必要があります。このため、既にお知らせしているように、公定価格に係る仮単価の提示と併せて、私立幼稚園の新制度への移行の意向調査を実施することとしています（平成26年4月10日付け事務連絡「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行等について」）。

このたび、5月26日付けで公定価格仮単価表及び関連資料が子ども・子育て会議でとりまとめられ公表されたことを受け、下記のとおり、私立幼稚園の新制度への移行に関する意向調査を実施することといたしますので、各都道府県及び各市町村においては、域内の全ての私立幼稚園（認定こども園を構成するものを含む。）について本調査を円滑に実施することができるよう、格段の御協力をお願いします。また、各都道府県においては、域内の市町村に対し、本調査の実施方針等について周知するとともに、各市町村における本調査の適切な実施及び相談・支援体制の確保にご配慮くださるようお願いいたします。

なお、調査結果については、取りまとめのうえ、公表を予定していることを申し添えます。

記

1 調査の趣旨

- ・現時点における公定価格仮単価等の限られた情報の中ではあるが、国、都道府県及び市町村における新制度実施の準備、事業計画の策定、国の概算要求、予算案の策定等に資するため、私立幼稚園の新制度への移行の見込み等を把握する。
- ・なお、本調査の質問項目、スケジュールについては、主として国の概算要求の実施のため最低限必要なものとして実施するものであり、都道府県及び市町村が地域の実情に応じて

別途意向調査を行うことを妨げるものではない。

- ・また、平成27年度施行に当たっての施設型給付の対象施設の確認（みなし確認を含む。）又は確認を受けない旨の別段の申出については、各市町村において、別途改めて秋頃をめどに手続の案内を行った上で対象施設の方針を確認することを想定している。したがって、設置者は今回の調査に対する回答内容に拘束されるものではない。

2 調査の実施主体

- ・都道府県及び所在市町村*

※ 私立幼稚園について、子ども・子育て支援法に基づきみなし確認又は別段の申出に関する事務を行うこととなる市町村（政令指定都市及び中核市を含む）

3 調査の対象

- ・私立幼稚園（認定こども園を構成しているものを含む。）の設置者
- ・調査への回答の単位は施設ごと

4 調査票等の様式

- ・国からモデル質問票を提示

（主な質問事項）

- ① 現在の施設の利用状況（広域利用の状況を含む。）
 - ② 新制度への移行見込み・移行する場合の施設の類型（認定こども園への移行を含む。）・移行予定年度
 - ③ 一時預かり事業（幼稚園型）・小規模保育事業等の実施希望 等
- ・都道府県又所在市町村において独自の質問を追加することは可

5 調査の実施方法

- ・都道府県（新制度担当部局及び私立幼稚園担当部局）と所在市町村（新制度担当部局）が連名にて調査を実施することを基本とすること（都道府県と所在市町村で十分調整の上、これと異なる方法も可とする。）。
- ・都道府県及び所在市町村で独自の追加質問がある場合、両者で相談の上、項目を追加すること。また、追加方法としては、モデル質問票に質問を追加して送付する、又はモデル質問票とは別に追加質問を送付することが考えられるが、独自の質問に対する回答は、国に提出する集計表には加えないこと。
- ・同一設置者が複数の施設を設置している場合も含め、回答は施設ごとに所在市町村に提出すること。
- ・所在市町村は域内の全施設の回答を集計表にとりまとめて都道府県に提出すること。
- ・都道府県は域内の全市町村の集計表をとりまとめて国に提出すること。

6 スケジュール

- 6月4日 モデル質問票を国から都道府県、政令指定都市、中核市に配付
- 6月11日まで 追加質問がある場合も含め、都道府県及び所在市町村の連名で、正式の調査依頼を送付
※調査依頼文の参考例を後日提供予定
- 7月11日まで 各設置者が所在市町村に回答を提出

7月18日まで 各所在市町村が回答を集計表（市町村単位）にとりまとめて都道府県に提出

※集計表の参考例を後日提供予定

7月25日まで 各都道府県が回答を集計表（都道府県単位）にとりまとめて国に提出

※集計表の参考例を後日提供予定

7 留意事項

- (1) 各都道府県及び所在市町村においては、本調査の実施に当たり、4月10日付け事務連絡「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行等について」に従って、相談・支援に関する担当窓口をあらかじめ設置し、域内の私立幼稚園設置者に案内すること。
- (2) 各都道府県は、本調査の実施に当たり、私立幼稚園に係る認可や利用状況等、私学助成の仕組み（要綱等）、助成状況等を所在市町村に提供するなど、私立幼稚園に係る情報共有に努めること。なお、平成27年度以降の私学助成や一時預かり事業（幼稚園型）の補助単価見込みは現時点で提示できていないことから、各設置者においては、直近年度における各都道府県の私学助成の補助額を参考に検討願いたいこと。
- (3) 各都道府県、政令指定都市、中核市においては、各設置者における検討時間を十分確保する観点から、モデル質問票を速やかに周知するとともに、できるだけ早期に設置者向け説明会を開催するなど、速やかな情報提供に努めること。
また、所在市町村の担当窓口において、本調査に関する相談・質問も含め、設置者からの照会等に適切に対応する体制確保に配慮願いたいこと。
- (4) 本調査により所在市町村に居住する者以外の利用（広域利用）の状況を把握した所在市町村においては、利用者の居住地市町村に調査結果等を送付し、情報共有を図ること。当該広域利用の状況は都道府県とも共有を図り、必要に応じて、都道府県が広域調査を行うこと。
- (5) 回答は所在市町村に対して提出することを基本とするが、特別な事情がある場合は、所在市町村と都道府県で十分調整の上、設置者が都道府県に直接回答を提出する方法も可とする。その場合は、都道府県から当該市町村に調査結果等を送付し、情報共有を図ること。
- (6) 仮単価提示後の設置者の意向について、国から示すモデル質問票に記載の情報を最低限盛り込んだ調査を行って頂くことが基本であるが、都道府県、所在市町村において同様の調査を既に行っており、この機会に改めて調査を行うことが難しいなどの特別な事情がある場合は、既存の調査結果の中から該当する項目をとりまとめた上で提出することも可とする。

【担 当】文部科学省初等中等教育局 幼児教育課 林俊宏、相原康人、渡邊千春
TEL 03-5253-4111（内線）2712
直 通 03-6734-3136
FAX 03-6734-3736
E-mail youji@mext.go.jp

私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査

質問票

(現在認定こども園ではない私立幼稚園向け)

まず最初に、貴施設の基本情報を記入してください。

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">1. 施設名 <input type="checkbox"/>2. 設置者名 <input type="checkbox"/>3. 所在市町村名 <input type="checkbox"/>4. 認可された園則上の収容定員（認可定員） <input type="checkbox"/>人
※定員数は、平成26年5月1日現在の状況を記入してください。 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

次に、貴施設の平成 26 年度現在の利用状況について記入してください。

1. 在籍園児数

満 3 歳以上の幼児 人

※平成 26 年 5 月 1 日現在の状況を記入してください。

上記のうち平成 25 年度中に満 3 歳児となったため入園した者（平成 22 年 4 月 2 日～平成 23 年 4 月 1 日生まれの者に限る。） 人

2. 園児の居住市町村別の内訳

ア 全園児が施設の所在市町村に居住している。

イ 施設の所在市町村以外の市町村から通う園児がいるが、内訳は特に把握していない。

ウ 園児の居住市町村の状況を把握している。⇒内訳を記入してください。

※満 3 歳以上の幼児（平成 26 年 5 月 1 日現在）

市町村 の名称						
園児数						

3. 預かり保育の状況

ア 実施していない。

イ 実施している。⇒平日、休業日（土曜日、日曜日及び祝日）及び長期休業日（夏期、冬期及び春期休業日）における 1 日当たり利用人数、1 日の開園時間（教育時間と預かり保育の最大実施時間の合計）並びに担当職員数を記入してください。

	1 日当たり利用 人数	1 日の開園時間	実施時の担当職 員数
平日			
休業日			
長期休業日			

4. 上記 3 の状況について、平成 27 年度以降の状況が大きく変更する見込みである場合は、その旨及び見込数を併記してください。

5. 保護者の就労等による預かり保育の利用状況

保護者のいずれもが就労している（パートタイムを含みます。）などの事由により預かり保育の利用頻度の高い園児数を記入してください。

ア 1日当たり 人

イ 特に把握していない。

6. 未就園児の受け入れ状況

子育て支援活動の中で、満3歳未満の未就園児について、保護者が同伴しない形での受け入れを定期的に行っている場合は、その状況を記入してください。

週当たり実施日数 日、 1日当たり利用人数 人

うち、保護者のいずれもが就労している（パートタイムを含みます。）などの事由により利用頻度の高い人数 1日当たり 人

〔平成27年度（新制度施行1年目）の予定〕

問1 子ども・子育て新制度への移行（施設型給付の対象施設として、市町村から子ども・子育て支援法に基づく確認を受けること。以下同じ。）について、現時点での貴施設における平成27年度（新制度施行1年目）の対応方針をお答えください。

① 平成27年度（新制度施行1年目）から新制度への移行を予定していますか。

1. 平成27年度は移行しない予定である。⇒②に進んでください。
2. 平成27年度は移行しない方向で検討中。⇒②に進んでください。
3. 平成27年度から移行する予定である。⇒④に進んでください。
4. 平成27年度から移行する方向で検討中。⇒④に進んでください。

※ 新制度への移行に関する正式な手続は、子ども・子育て支援法に基づく確認（みなし確認）又は別段の申出の関係書類により行うこととなります。その手続については、今後、施設の所在市町村から案内を受けることとなりますが、今回の調査に対する回答内容に拘束されるものではありません。

② 問1①で「1」「2」を回答した方に伺います。幼稚園について施設型給付を受けない場合でも、預かり保育について、市町村の一時預かり事業（幼稚園型）により実施することも可能ですが、その予定はありますか。

1. 希望する。（1日当たりの想定人数 □人）
2. 実施する方向で検討している。（1日当たりの想定人数 □人）
3. 希望しない。

③ 問1①で「1」「2」を回答した方に伺います。幼稚園について施設型給付を受けない場合でも、満3歳未満の保育認定子ども（3号定員）について、小規模保育事業等（所在市町村の認可が必要）を幼稚園で併設して実施することも可能ですが、その予定はありますか。事業の利用定員は何人を想定していますか。

1. 実施を希望する。（事業の想定利用定員 □人）
2. 実施する方向で検討している。
3. 実施を希望しない。

※ 小規模保育事業等には家庭的保育事業を含みます。3号認定子どもを対象として、定員が6人から19人の場合は小規模保育事業、5人以下の場合は家庭的保育事業を実施することができます。

⇒問2①に進んでください。

- ④ 問1①で「3」「4」を回答した方に伺います。平成27年度の新制度への移行に当たっては、幼稚園のまま移行する予定ですか。それとも認定こども園（幼保連携型又は幼稚園型）の認可・認定を受けたうえで移行する予定ですか。

1. 幼稚園のままの予定である。⇒⑤に進んでください。
2. 幼稚園のままの方向で検討中である。⇒⑤に進んでください。
3. 認定こども園となって移行する予定である。⇒⑧に進んでください。
4. 認定こども園となって移行する方向で検討中である。⇒⑧に進んでください。
5. 検討中である。⇒問2②に進んでください。

- ⑤ 問1④で「1」「2」を回答した方に伺います。平成27年度以降の幼稚園の利用定員は何人を想定していますか。

1号定員 人

※ 施設型給付の対象施設として確認を受ける際に、認可定員の範囲内で利用定員を設定することができます。なお、認可定員を超える利用定員を想定している場合は、認可定員の増加に係る園則変更の認可を得ることが必要となりますのでご注意ください。恒常的に認可定員を下回っている場合は、過大な利用定員は実態に合わない低い公定価格単価が適用されることにつながりますので、利用状況に応じた適切な利用定員を考えていく必要があります。

- ⑥ 問1④で「1」「2」を回答した方に伺います。預かり保育については、一時預かり事業（幼稚園型）により実施する予定はありますか。

1. 希望する。 （1日当たりの想定人数 人）
2. 実施する方向で検討している。 （1日当たりの想定人数 人）
3. 希望しない。

※ 新制度へ移行する園における預かり保育に対する財政支援については、私学助成の預かり保育補助ではなく、市町村の行う一時預かり事業（幼稚園型）が基本となります。

- ⑦ 問1④で「1」「2」を回答した方に伺います。満3歳未満の保育認定子ども（3号定員）について、小規模保育事業等（所在市町村の認可が必要）を幼稚園で併設して実施する予定はありますか。事業の利用定員は何人を想定していますか。

1. 実施を希望する。（事業の想定利用定員 人）
2. 実施する方向で検討している。
3. 実施を希望しない。

※ 小規模保育事業等には家庭的保育事業を含みます。3号認定子どもを対象として、定員が6人から19人の場合は小規模保育事業、5人以下の場合は家庭的保育事業を実施することができます。

⇒問2②に進んでください。

- ⑧ 問1④で「3」「4」を回答した方に伺います。認定こども園は幼保連携型と幼稚園型のいずれを予定していますか。

1. 幼保連携型
2. 幼保連携型の方向で検討中である。
3. 幼稚園型
4. 幼稚園型の方向で検討中である。
5. 検討中である。

- ⑨ 問1④で「3」「4」を回答した方に伺います。認定こども園の利用定員は、教育標準時間認定子ども（1号定員）、保育認定子ども（2号・3号定員）それぞれ何人を予定していますか。

- 1号定員 人
2号・3号定員 人

- ⑩ 問1④で「3」「4」を回答した方に伺います。認定こども園の教育標準時間認定子ども（1号定員）の預かり保育については、一時預かり事業（幼稚園型）により実施する予定はありますか。

1. 希望する。（1日当たりの想定人数 人）
2. 実施する方向で検討している。（1日当たりの想定人数 人）
3. 希望しない。

※ 認定こども園の教育標準時間認定子ども（1号定員）の預かり保育に対する財政支援については、私学助成の預かり保育補助ではなく、市町村の行う一時預かり事業（幼稚園型）が原則となります。

⇒以上で終了です。ありがとうございました。

〔平成28年度（新制度施行2年目）以降の予定〕

問2 子ども・子育て新制度への移行について、現時点での貴施設における平成28年度（新制度施行2年目）以降の対応方針をお答えください。

① 問1①で「1」「2」を回答した方に伺います。平成28年度（新制度施行2年目）以降において新制度への移行を予定していますか。

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. 移行する方向で検討中である。
具体的な移行時期
ア 平成28年度 イ 平成29年度 ウ 平成30年度以降
⇒②に進んでください。</p> <p>2. 状況により判断したい。⇒以上で終了です。ありがとうございました。</p> <p>3. 移行する予定はない。⇒以上で終了です。ありがとうございました。</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

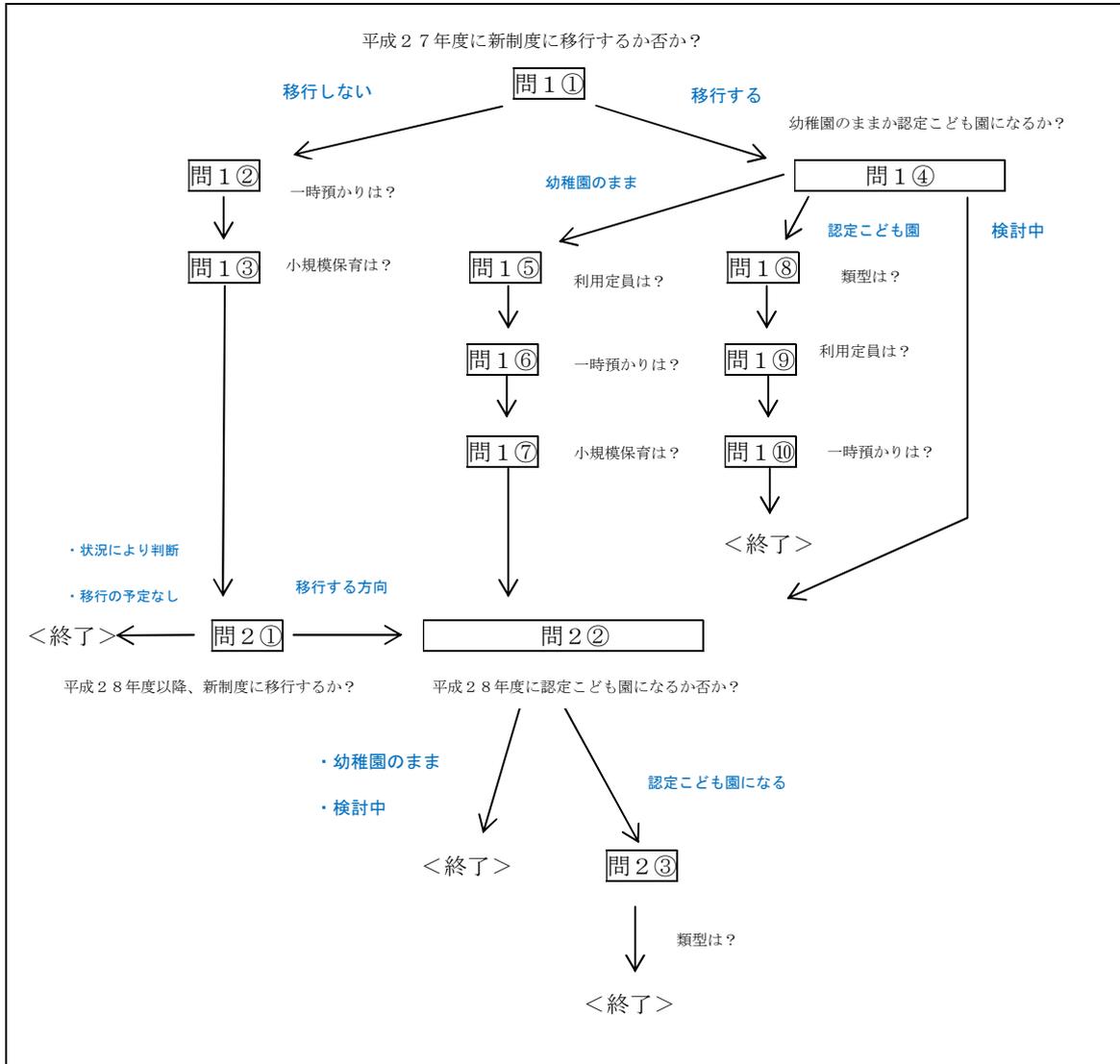
② 問2①で「1」を回答した方と問1④で「1」「2」「5」を回答した方に伺います。平成28年度（新制度施行2年目）以降において認定こども園に移行する予定はありますか。

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. 幼稚園のままの方向で検討中である。⇒以上で終了です。ありがとうございました。</p> <p>2. 認定こども園に移行する方向で検討中である。
具体的な移行時期
ア 平成28年度 イ 平成29年度 ウ 平成30年度以降
⇒③に進んでください。</p> <p>3. 検討中である。⇒以上で終了です。ありがとうございました。</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

③ 問2②で「2」を回答した方に伺います。認定こども園に移行する場合、幼保連携型と幼稚園型のいずれを予定していますか。

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. 幼保連携型の方向で検討中である。</p> <p>2. 幼稚園型の方向で検討中である。</p> <p>3. 検討中である。</p> <p>⇒以上で終了です。ありがとうございました。</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|

質問票フローチャート（私立幼稚園向け）



私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査

質問票

(現在認定こども園ではない私立幼稚園向け)

まず最初に、貴施設の基本情報を記入してください。

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">1. 施設名 <input type="checkbox"/>2. 設置者名 <input type="checkbox"/>3. 所在市町村名 <input type="checkbox"/>4. 認可された園則上の収容定員（認可定員） <input type="checkbox"/>人
※定員数は、平成26年5月1日現在の状況を記入してください。 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

次に、貴施設の平成 26 年度現在の利用状況について記入してください。

1. 在籍園児数

満 3 歳以上の幼児 人

※平成 26 年 5 月 1 日現在の状況を記入してください。

上記のうち平成 25 年度中に満 3 歳児となったため入園した者（平成 22 年 4 月 2 日～平成 23 年 4 月 1 日生まれの者に限る。） 人

2. 園児の居住市町村別の内訳

ア 全園児が施設の所在市町村に居住している。

イ 施設の所在市町村以外の市町村から通う園児がいるが、内訳は特に把握していない。

ウ 園児の居住市町村の状況を把握している。⇒内訳を記入してください。

※満 3 歳以上の幼児（平成 26 年 5 月 1 日現在）

市町村 の名称						
園児数						

3. 預かり保育の状況

ア 実施していない。

イ 実施している。⇒平日、休業日（土曜日、日曜日及び祝日）及び長期休業日（夏期、冬期及び春期休業日）における 1 日当たり利用人数、1 日の開園時間（教育時間と預かり保育の最大実施時間の合計）並びに担当職員数を記入してください。

	1 日当たり利用 人数	1 日の開園時間	実施時の担当職 員数
平日			
休業日			
長期休業日			

4. 上記 3 の状況について、平成 27 年度以降の状況が大きく変更する見込みである場合は、その旨及び見込数を併記してください。

5. 保護者の就労等による預かり保育の利用状況

保護者のいずれもが就労している（パートタイムを含みます。）などの事由により預かり保育の利用頻度の高い園児数を記入してください。

ア 1日当たり 人

イ 特に把握していない。

6. 未就園児の受け入れ状況

子育て支援活動の中で、満3歳未満の未就園児について、保護者が同伴しない形での受け入れを定期的に行っている場合は、その状況を記入してください。

週当たり実施日数 日、 1日当たり利用人数 人

うち、保護者のいずれもが就労している（パートタイムを含みます。）などの事由により利用頻度の高い人数 1日当たり 人

〔平成27年度（新制度施行1年目）の予定〕

問1 子ども・子育て新制度への移行（施設型給付の対象施設として、市町村から子ども・子育て支援法に基づく確認を受けること。以下同じ。）について、現時点での貴施設における平成27年度（新制度施行1年目）の対応方針をお答えください。

① 平成27年度（新制度施行1年目）から新制度への移行を予定していますか。

1. 平成27年度は移行しない予定である。⇒②に進んでください。
2. 平成27年度は移行しない方向で検討中。⇒②に進んでください。
3. 平成27年度から移行する予定である。⇒④に進んでください。
4. 平成27年度から移行する方向で検討中。⇒④に進んでください。

※ 新制度への移行に関する正式な手続は、子ども・子育て支援法に基づく確認（みなし確認）又は別段の申出の関係書類により行うこととなります。その手続については、今後、施設の所在市町村から案内を受けることとなりますが、今回の調査に対する回答内容に拘束されるものではありません。

② 問1①で「1」「2」を回答した方に伺います。幼稚園について施設型給付を受けない場合でも、預かり保育について、市町村の一時預かり事業（幼稚園型）により実施することも可能ですが、その予定はありますか。

1. 希望する。（1日当たりの想定人数 □人）
2. 実施する方向で検討している。（1日当たりの想定人数 □人）
3. 希望しない。

③ 問1①で「1」「2」を回答した方に伺います。幼稚園について施設型給付を受けない場合でも、満3歳未満の保育認定子ども（3号定員）について、小規模保育事業等（所在市町村の認可が必要）を幼稚園で併設して実施することも可能ですが、その予定はありますか。事業の利用定員は何人を想定していますか。

1. 実施を希望する。（事業の想定利用定員 □人）
2. 実施する方向で検討している。
3. 実施を希望しない。

※ 小規模保育事業等には家庭的保育事業を含みます。3号認定子どもを対象として、定員が6人から19人の場合は小規模保育事業、5人以下の場合は家庭的保育事業を実施することができます。

⇒問2①に進んでください。

- ④ 問1①で「3」「4」を回答した方に伺います。平成27年度の新制度への移行に当たっては、幼稚園のまま移行する予定ですか。それとも認定こども園（幼保連携型又は幼稚園型）の認可・認定を受けたうえで移行する予定ですか。

1. 幼稚園のままの予定である。⇒⑤に進んでください。
2. 幼稚園のままの方向で検討中である。⇒⑤に進んでください。
3. 認定こども園となって移行する予定である。⇒⑧に進んでください。
4. 認定こども園となって移行する方向で検討中である。⇒⑧に進んでください。
5. 検討中である。⇒問2②に進んでください。

- ⑤ 問1④で「1」「2」を回答した方に伺います。平成27年度以降の幼稚園の利用定員は何人を想定していますか。

1号定員 人

※ 施設型給付の対象施設として確認を受ける際に、認可定員の範囲内で利用定員を設定することができます。なお、認可定員を超える利用定員を想定している場合は、認可定員の増加に係る園則変更の認可を得ることが必要となりますのでご注意ください。恒常的に認可定員を下回っている場合は、過大な利用定員は実態に合わない低い公定価格単価が適用されることにつながりますので、利用状況に応じた適切な利用定員を考えていく必要があります。

- ⑥ 問1④で「1」「2」を回答した方に伺います。預かり保育については、一時預かり事業（幼稚園型）により実施する予定はありますか。

1. 希望する。 （1日当たりの想定人数 人）
2. 実施する方向で検討している。 （1日当たりの想定人数 人）
3. 希望しない。

※ 新制度へ移行する園における預かり保育に対する財政支援については、私学助成の預かり保育補助ではなく、市町村の行う一時預かり事業（幼稚園型）が基本となります。

- ⑦ 問1④で「1」「2」を回答した方に伺います。満3歳未満の保育認定子ども（3号定員）について、小規模保育事業等（所在市町村の認可が必要）を幼稚園で併設して実施する予定はありますか。事業の利用定員は何人を想定していますか。

1. 実施を希望する。（事業の想定利用定員 人）
2. 実施する方向で検討している。
3. 実施を希望しない。

※ 小規模保育事業等には家庭的保育事業を含みます。3号認定子どもを対象として、定員が6人から19人の場合は小規模保育事業、5人以下の場合は家庭的保育事業を実施することができます。

⇒問2②に進んでください。

- ⑧ 問1④で「3」「4」を回答した方に伺います。認定こども園は幼保連携型と幼稚園型のいずれを予定していますか。

1. 幼保連携型
2. 幼保連携型の方向で検討中である。
3. 幼稚園型
4. 幼稚園型の方向で検討中である。
5. 検討中である。

- ⑨ 問1④で「3」「4」を回答した方に伺います。認定こども園の利用定員は、教育標準時間認定子ども（1号定員）、保育認定子ども（2号・3号定員）それぞれ何人を予定していますか。

- 1号定員 人
2号・3号定員 人

- ⑩ 問1④で「3」「4」を回答した方に伺います。認定こども園の教育標準時間認定子ども（1号定員）の預かり保育については、一時預かり事業（幼稚園型）により実施する予定はありますか。

1. 希望する。（1日当たりの想定人数 人）
2. 実施する方向で検討している。（1日当たりの想定人数 人）
3. 希望しない。

※ 認定こども園の教育標準時間認定子ども（1号定員）の預かり保育に対する財政支援については、私学助成の預かり保育補助ではなく、市町村の行う一時預かり事業（幼稚園型）が原則となります。

⇒以上で終了です。ありがとうございました。

〔平成28年度（新制度施行2年目）以降の予定〕

問2 子ども・子育て新制度への移行について、現時点での貴施設における平成28年度（新制度施行2年目）以降の対応方針をお答えください。

① 問1①で「1」「2」を回答した方に伺います。平成28年度（新制度施行2年目）以降において新制度への移行を予定していますか。

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. 移行する方向で検討中である。
具体的な移行時期
ア 平成28年度 イ 平成29年度 ウ 平成30年度以降
⇒②に進んでください。</p> <p>2. 状況により判断したい。⇒以上で終了です。ありがとうございました。</p> <p>3. 移行する予定はない。⇒以上で終了です。ありがとうございました。</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

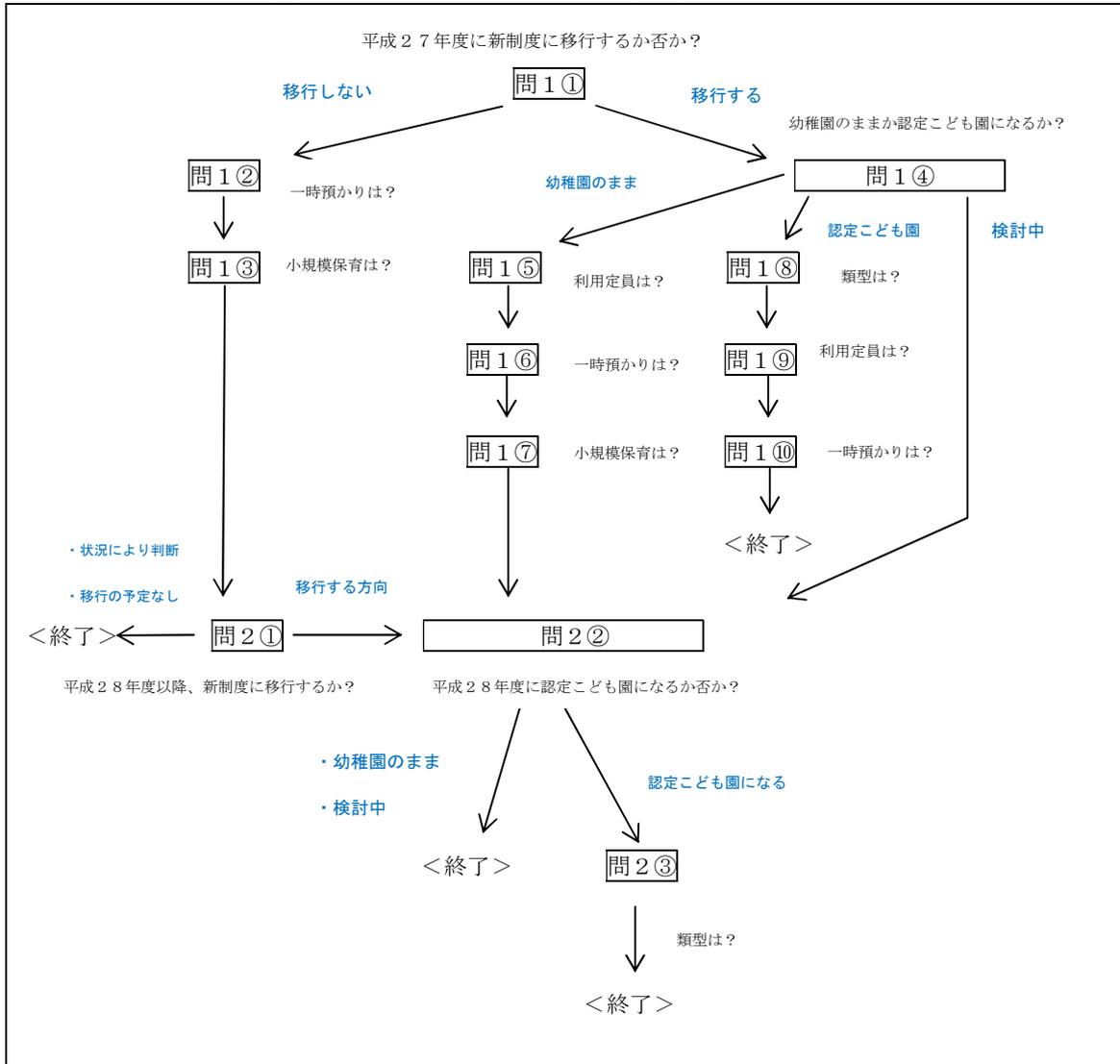
② 問2①で「1」を回答した方と問1④で「1」「2」「5」を回答した方に伺います。平成28年度（新制度施行2年目）以降において認定こども園に移行する予定はありますか。

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. 幼稚園のままの方向で検討中である。⇒以上で終了です。ありがとうございました。</p> <p>2. 認定こども園に移行する方向で検討中である。
具体的な移行時期
ア 平成28年度 イ 平成29年度 ウ 平成30年度以降
⇒③に進んでください。</p> <p>3. 検討中である。⇒以上で終了です。ありがとうございました。</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

③ 問2②で「2」を回答した方に伺います。認定こども園に移行する場合、幼保連携型と幼稚園型のいずれを予定していますか。

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. 幼保連携型の方向で検討中である。</p> <p>2. 幼稚園型の方向で検討中である。</p> <p>3. 検討中である。</p> <p>⇒以上で終了です。ありがとうございました。</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|

質問票フローチャート（私立幼稚園向け）



私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査

質問票

(認定こども園向け)

まず最初に、貴施設の基本情報を記入してください。

1. 施設名	認定こども園の名称	<input type="checkbox"/>
	幼稚園の名称	<input type="checkbox"/>
2. 設置者名		<input type="checkbox"/>
3. 所在市町村名		<input type="checkbox"/>
4. 認定こども園の類型	<input type="checkbox"/>	1. 幼保連携型 2. 幼稚園型
5. 認可された園則上の収容定員 (認可定員)		<input type="checkbox"/> 人
	※定員数は、平成26年5月1日現在の状況を記入してください。	
(内訳)		
幼保連携型の場合	幼稚園部分	<input type="checkbox"/> 人
	保育所部分	<input type="checkbox"/> 人
幼稚園型の場合	幼稚園部分	<input type="checkbox"/> 人
	保育機能施設部分	<input type="checkbox"/> 人 (接続型・並列型に限る。)

次に、貴施設の平成 26 年度現在の利用状況について記入してください。

1. 在籍園児数 □人

※平成 26 年 5 月 1 日現在の状況を記入してください。

(内訳)

① 下記②、③以外の幼児（教育時間のみ在籍） □人

② 保育に欠ける幼児(*1)（3歳以上） □人

③ 保育に欠ける乳児又は幼児(*1)（3歳未満） □人

(*1) 児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する乳児又は幼児

①のうち平成 25 年度中に満 3 歳児となったため入園した者（平成 22 年 4 月 2 日～平成 23 年 4 月 1 日生まれの者に限る。） □人

2. 園児の居住市町村別の内訳

ア 全園児が施設の所在市町村に居住している。

イ 施設の所在市町村以外の市町村から通う園児がいるが、内訳は特に把握していない。

ウ 園児の居住市町村の状況を把握している。⇒内訳を記入してください。

※平成 26 年 5 月 1 日現在

市町村 の名称						
園児数						

② （問1で「1」を回答した方と問2を回答した方に伺います。）

認定こども園の教育標準時間認定子ども（1号定員）の預かり保育については、一時預かり事業（幼稚園型）により実施する予定はありますか。

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">1. 希望する。 （1日当たりの想定人数 □人）2. 実施する方向で検討している。 （1日当たりの想定人数 □人）3. 希望しない。 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※ 新制度へ移行する園における預かり保育に対する財政支援については、私学助成の預かり保育補助ではなく、市町村の行う一時預かり事業（幼稚園型）が基本となります。

⇒以上で終了です。ありがとうございました。

問 4

① (問 1 で「3」を回答した方に伺います。)

現在検討している対応はどちらですか。

1. 幼稚園又は幼稚園と保育所に戻ることを検討している。⇒②に進んでください。
2. 上記以外の対応を検討している。具体的に記述してください。⇒以上で終了です。ありがとうございました。

[]

② (問 4 ①で「1」を回答した方に伺います。)

幼稚園又は幼稚園と保育所に戻ることを検討している場合、幼稚園については、引き続き私学助成を受けることを希望していますか。それとも新制度へ移行して施設型給付を受けることを希望していますか。

1. 私学助成を受けることを希望している。⇒問 5 に進んでください。
2. 新制度に移行して施設型給付を受けることを希望している。⇒問 6 に進んでください。

※ 認定こども園から戻る幼稚園についても、通常の場合と同様に、私学助成と施設型給付を選択することができます。

※ 幼稚園型認定こども園の保育機能部分に対する財政支援については、現在のところ、安心こども基金による認定こども園事業費を受けることが可能ですが、幼稚園に戻る場合には、これを受けることができなくなります。その場合、保育に欠ける子どもの保育の継続に支障のないよう、一時預かり事業(幼稚園型)や小規模保育事業等の適切な実施を検討することが必要です(問 5 参照)。

問5

① (問4②で「1」を回答した方に伺います。)

幼稚園について施設型給付を受けない場合でも、預かり保育について、市町村の一時預かり事業(幼稚園型)により実施することも可能ですが、その予定はありますか。

- | |
|----------------------------------|
| 1. 希望する。(1日当たりの想定人数 □人) |
| 2. 実施する方向で検討している。(1日当たりの想定人数 □人) |
| 3. 希望しない。 |

② (問4②で「1」を回答した方に伺います。)

幼稚園について施設型給付を受けない場合でも、満3歳未満の保育認定子ども(3号定員)について、小規模保育事業等(所在市町村の認可が必要)を幼稚園で併設して実施することも可能ですが、その予定はありますか。もし予定がある場合は、事業の利用定員は何人を想定していますか。

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 実施を希望する。(事業の想定利用定員 □人)
(例: 現在幼稚園型認定こども園で満3歳未満の保育に欠ける子どもを受け入れているため、幼稚園に戻った後の受け皿として小規模保育事業等の実施が必要。) |
| 2. 実施する方向で検討している。 |
| 3. 実施を希望しない
(例1: 満3歳未満の保育に欠ける子どもを受け入れていない。
例2: 現在幼保連携型認定こども園で満3歳未満の保育に欠ける子どもを受け入れており、引き続き保育所で受け入れることが可能であるため、小規模保育事業等の実施は不要。) |

※ 小規模保育事業等には家庭的保育事業を含みます。3号認定子どもを対象として、定員が6人から19人の場合は小規模保育事業、5人以下の場合は家庭的保育事業を実施することができます。

⇒以上で終了です。ありがとうございました。

問6

① (問4②で「2」を回答した方に伺います。)

新制度に移行する時期は、いつを予定していますか。

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------|
| 1. 平成27年度を予定している。⇒②及び③に進んでください。
2. 平成28年度以降で検討している。⇒以上で終了です。ありがとうございました。 |
|-----------------------------------------------------------------------------|

② (問4②で「2」を回答した方に伺います。)

平成27年度以降の幼稚園の利用定員は何人を想定していますか。

□人

※ 施設型給付の対象施設として確認を受ける際に、認可定員の範囲内で利用定員を設定することができます。なお、認可定員を超える利用定員を想定している場合は、認可定員の増加に係る園則変更の認可を得ることが必要となりますのでご注意ください。恒常的に認可定員を下回っている場合は、過大な利用定員は実態に合わない低い公定価格単価が適用されることにつながりますので、利用状況に応じた適切な利用定員を考えていく必要があります。

③ (問4②で「2」を回答した方に伺います。)

預かり保育については、一時預かり事業(幼稚園型)により実施する予定はありますか。

- | |
|--------------------------------------------------------------------------|
| 1. 希望する。(1日当たりの想定人数 □人)
2. 実施する方向で検討している。(1日当たりの想定人数 □人)
3. 希望しない。 |
|--------------------------------------------------------------------------|

※ 新制度へ移行する園における預かり保育に対する財政支援については、私学助成の預かり保育補助ではなく、市町村の行う一時預かり事業(幼稚園型)が基本となります。

④ (問4②で「2」を回答した方に伺います。)

満3歳未満の保育認定子ども(3号定員)について、小規模保育事業等(所在市町村の認可が必要)を幼稚園で併設して実施することも可能ですが、その予定はありますか。もし予定がある場合は、事業の利用定員は何人を想定していますか。

1. 実施を希望する。(事業の想定利用定員 □人)

(例: 現在幼稚園型認定こども園で満3歳未満の保育に欠ける子どもを受け入れているため、幼稚園に戻った後の受け皿として小規模保育事業等の実施が必要。)

2. 実施する方向で検討している。

3. 実施を希望しない。

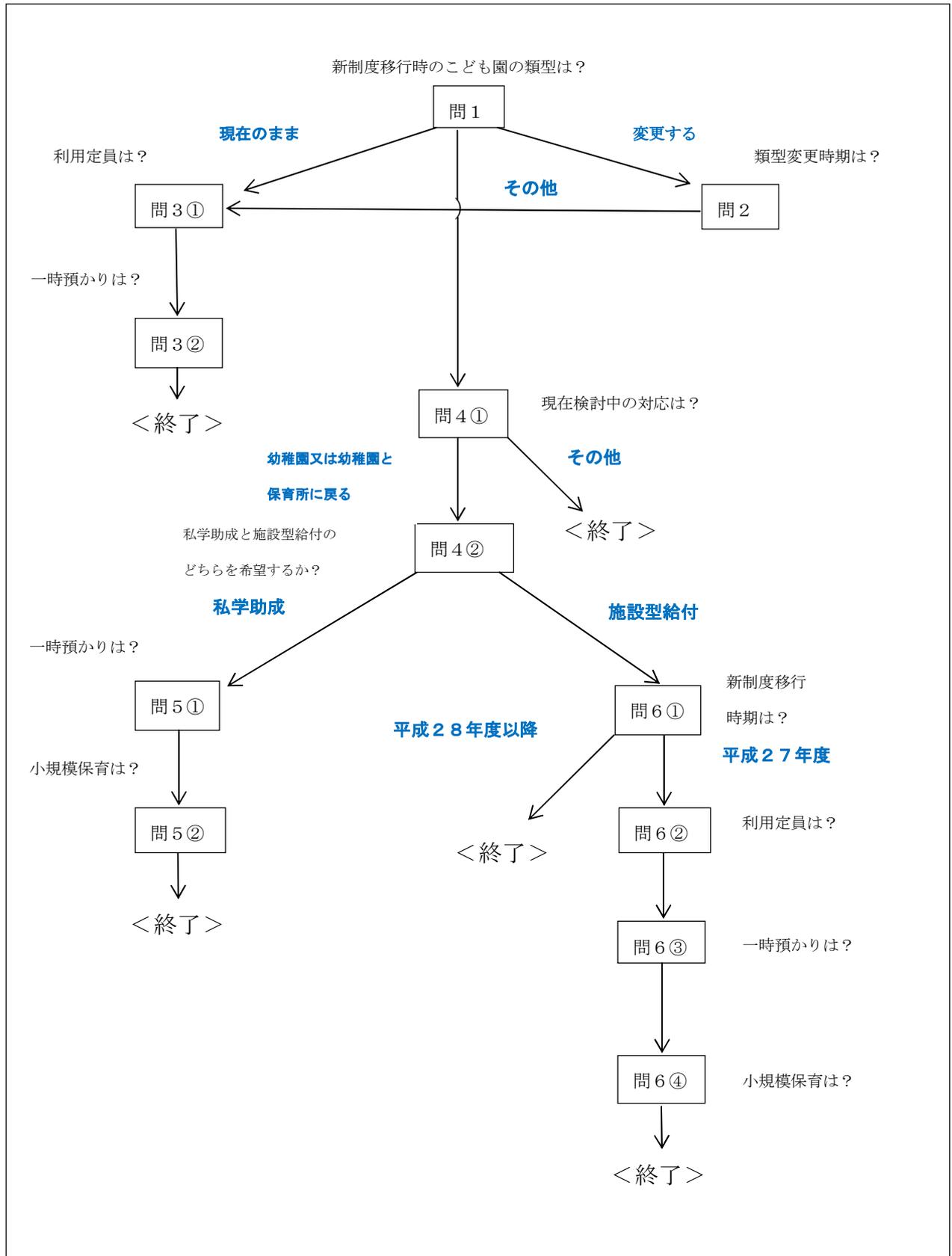
(例1: 満3歳未満の保育に欠ける子どもを受け入れていない。

例2: 現在幼保連携型認定こども園で満3歳未満の保育に欠ける子どもを受け入れており、引き続き保育所で受け入れることが可能であるため、小規模保育事業等の実施は不要。)

※ 小規模保育事業等には家庭的保育事業を含みます。3号認定子どもを対象として、定員が6人から19人の場合は小規模保育事業、5人以下の場合は家庭的保育事業を実施することができます。

⇒以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

質問票フローチャート（認定こども園向け）



私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査

質問票

(認定こども園向け)

まず最初に、貴施設の基本情報を記入してください。

1. 施設名	認定こども園の名称	<input type="checkbox"/>
	幼稚園の名称	<input type="checkbox"/>
2. 設置者名		<input type="checkbox"/>
3. 所在市町村名		<input type="checkbox"/>
4. 認定こども園の類型	<input type="checkbox"/>	1. 幼保連携型 2. 幼稚園型
5. 認可された園則上の収容定員 (認可定員)		<input type="checkbox"/> 人
※定員数は、平成26年5月1日現在の状況を記入してください。		
(内訳)		
幼保連携型の場合	幼稚園部分	<input type="checkbox"/> 人
	保育所部分	<input type="checkbox"/> 人
幼稚園型の場合	幼稚園部分	<input type="checkbox"/> 人
	保育機能施設部分	<input type="checkbox"/> 人 (接続型・並列型に限る。)

次に、貴施設の平成 26 年度現在の利用状況について記入してください。

1. 在籍園児数 □人

※平成 26 年 5 月 1 日現在の状況を記入してください。

(内訳)

①下記②、③以外の幼児（教育時間のみ在籍） □人

②保育に欠ける幼児(*1)（3歳以上） □人

③保育に欠ける乳児又は幼児(*1)（3歳未満） □人

(*1)児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する乳児又は幼児

①のうち平成 25 年度中に満 3 歳児となったため入園した者（平成 22 年 4 月 2 日～平成 23 年 4 月 1 日生まれの者に限る。） □人

2. 園児の居住市町村別の内訳

ア 全園児が施設の所在市町村に居住している。

イ 施設の所在市町村以外の市町村から通う園児がいるが、内訳は特に把握していない。

ウ 園児の居住市町村の状況を把握している。⇒内訳を記入してください。

※平成 26 年 5 月 1 日現在

市町村 の名称						
園児数						

② （問1で「1」を回答した方と問2を回答した方に伺います。）

認定こども園の教育標準時間認定子ども（1号定員）の預かり保育については、一時預かり事業（幼稚園型）により実施する予定はありますか。

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">1. 希望する。 （1日当たりの想定人数 □人）2. 実施する方向で検討している。 （1日当たりの想定人数 □人）3. 希望しない。 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※ 新制度へ移行する園における預かり保育に対する財政支援については、私学助成の預かり保育補助ではなく、市町村の行う一時預かり事業（幼稚園型）が基本となります。

⇒以上で終了です。ありがとうございました。

問 4

① (問 1 で「3」を回答した方に伺います。)

現在検討している対応はどちらですか。

1. 幼稚園又は幼稚園と保育所に戻ることを検討している。⇒②に進んでください。
2. 上記以外の対応を検討している。具体的に記述してください。⇒以上で終了です。ありがとうございました。

[]

② (問 4 ①で「1」を回答した方に伺います。)

幼稚園又は幼稚園と保育所に戻ることを検討している場合、幼稚園については、引き続き私学助成を受けることを希望していますか。それとも新制度へ移行して施設型給付を受けることを希望していますか。

1. 私学助成を受けることを希望している。⇒問 5 に進んでください。
2. 新制度に移行して施設型給付を受けることを希望している。⇒問 6 に進んでください。

※ 認定こども園から戻る幼稚園についても、通常の場合と同様に、私学助成と施設型給付を選択することができます。

※ 幼稚園型認定こども園の保育機能部分に対する財政支援については、現在のところ、安心こども基金による認定こども園事業費を受けることが可能ですが、幼稚園に戻る場合には、これを受けることができなくなります。その場合、保育に欠ける子どもの保育の継続に支障のないよう、一時預かり事業(幼稚園型)や小規模保育事業等の適切な実施を検討することが必要です(問 5 参照)。

問5

① (問4②で「1」を回答した方に伺います。)

幼稚園について施設型給付を受けない場合でも、預かり保育について、市町村の一時預かり事業(幼稚園型)により実施することも可能ですが、その予定はありますか。

- | |
|----------------------------------|
| 1. 希望する。(1日当たりの想定人数 □人) |
| 2. 実施する方向で検討している。(1日当たりの想定人数 □人) |
| 3. 希望しない。 |

② (問4②で「1」を回答した方に伺います。)

幼稚園について施設型給付を受けない場合でも、満3歳未満の保育認定子ども(3号定員)について、小規模保育事業等(所在市町村の認可が必要)を幼稚園で併設して実施することも可能ですが、その予定はありますか。もし予定がある場合は、事業の利用定員は何人を想定していますか。

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 実施を希望する。(事業の想定利用定員 □人)
(例:現在幼稚園型認定こども園で満3歳未満の保育に欠ける子どもを受け入れているため、幼稚園に戻った後の受け皿として小規模保育事業等の実施が必要。) |
| 2. 実施する方向で検討している。 |
| 3. 実施を希望しない
(例1:満3歳未満の保育に欠ける子どもを受け入れていない。
例2:現在幼保連携型認定こども園で満3歳未満の保育に欠ける子どもを受け入れており、引き続き保育所で受け入れることが可能であるため、小規模保育事業等の実施は不要。) |

※ 小規模保育事業等には家庭的保育事業を含みます。3号認定子どもを対象として、定員が6人から19人の場合は小規模保育事業、5人以下の場合は家庭的保育事業を実施することができます。

⇒以上で終了です。ありがとうございました。

問6

① (問4②で「2」を回答した方に伺います。)

新制度に移行する時期は、いつを予定していますか。

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------|
| 1. 平成27年度を予定している。⇒②及び③に進んでください。
2. 平成28年度以降で検討している。⇒以上で終了です。ありがとうございました。 |
|-----------------------------------------------------------------------------|

② (問4②で「2」を回答した方に伺います。)

平成27年度以降の幼稚園の利用定員は何人を想定していますか。

□人

※ 施設型給付の対象施設として確認を受ける際に、認可定員の範囲内で利用定員を設定することができます。なお、認可定員を超える利用定員を想定している場合は、認可定員の増加に係る園則変更の認可を得ることが必要となりますのでご注意ください。恒常的に認可定員を下回っている場合は、過大な利用定員は実態に合わない低い公定価格単価が適用されることにつながりますので、利用状況に応じた適切な利用定員を考えていく必要があります。

③ (問4②で「2」を回答した方に伺います。)

預かり保育については、一時預かり事業(幼稚園型)により実施する予定はありますか。

- | |
|--------------------------------------------------------------------------|
| 1. 希望する。(1日当たりの想定人数 □人)
2. 実施する方向で検討している。(1日当たりの想定人数 □人)
3. 希望しない。 |
|--------------------------------------------------------------------------|

※ 新制度へ移行する園における預かり保育に対する財政支援については、私学助成の預かり保育補助ではなく、市町村の行う一時預かり事業(幼稚園型)が基本となります。

④ (問4②で「2」を回答した方に伺います。)

満3歳未満の保育認定子ども(3号定員)について、小規模保育事業等(所在市町村の認可が必要)を幼稚園で併設して実施することも可能ですが、その予定はありますか。もし予定がある場合は、事業の利用定員は何人を想定していますか。

1. 実施を希望する。(事業の想定利用定員 □人)

(例: 現在幼稚園型認定こども園で満3歳未満の保育に欠ける子どもを受け入れているため、幼稚園に戻った後の受け皿として小規模保育事業等の実施が必要。)

2. 実施する方向で検討している。

3. 実施を希望しない。

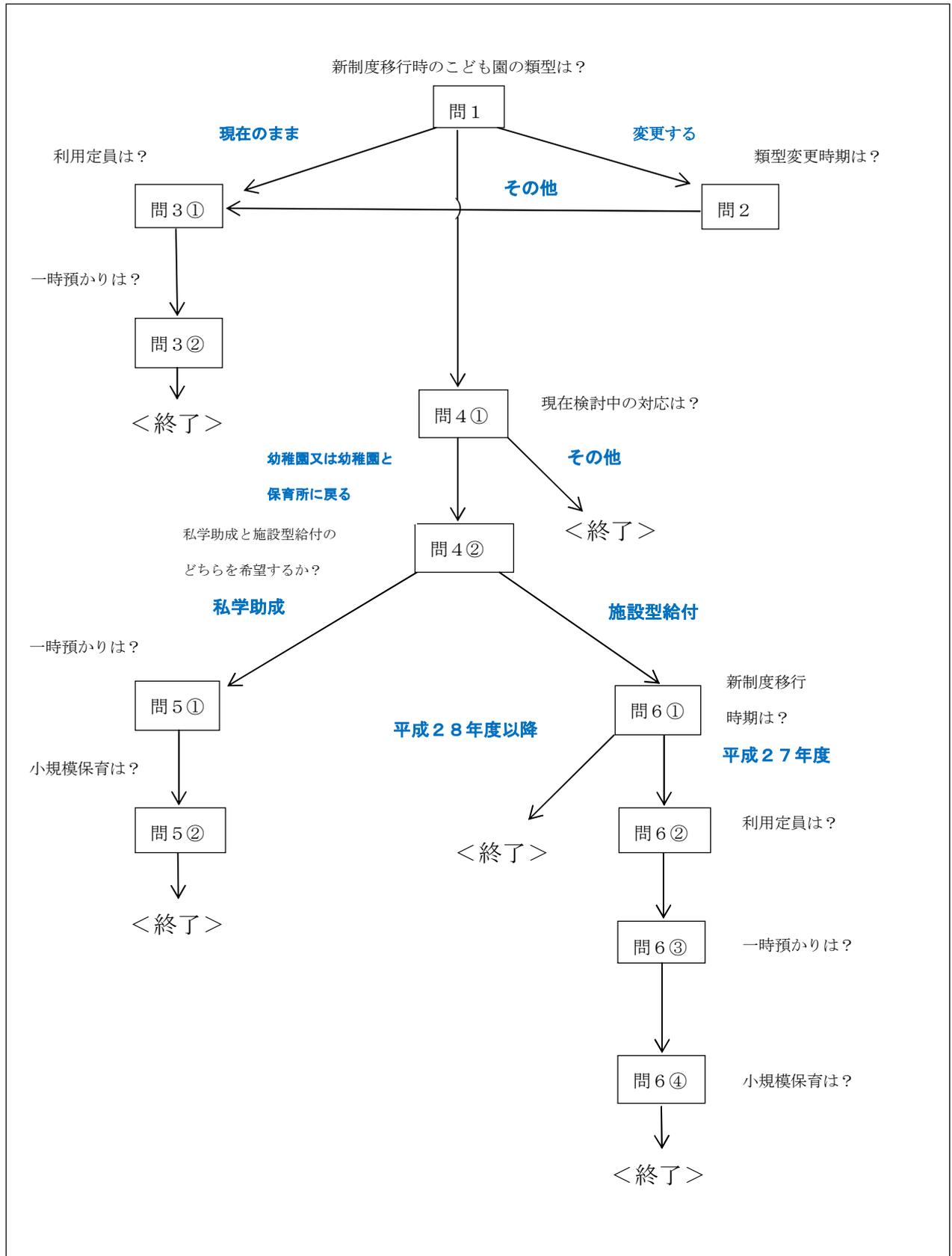
(例1: 満3歳未満の保育に欠ける子どもを受け入れていない。

例2: 現在幼保連携型認定こども園で満3歳未満の保育に欠ける子どもを受け入れており、引き続き保育所で受け入れることが可能であるため、小規模保育事業等の実施は不要。)

※ 小規模保育事業等には家庭的保育事業を含みます。3号認定子どもを対象として、定員が6人から19人の場合は小規模保育事業、5人以下の場合は家庭的保育事業を実施することができます。

⇒以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

質問票フローチャート（認定こども園向け）



利用者負担について

平成26年5月26日

利用者負担のイメージの位置付けについて

- 新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる。
 - 利用者負担に関して国が定める水準は、公定価格と同様、最終的に平成27年度予算編成を経て決定するものであるが、新制度の円滑な施行に向けて、地方自治体、事業者等の関係者が準備を進められるよう、今般、公定価格の仮単価と合わせ、お示しするもの。
 - 次頁以下にお示したイメージは、国が定める水準（国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付けとなるもの）であり、現行の私立施設の保育料設定を基礎として、以下の要素を基に設定した。
 - ・ 教育標準時間認定（1号給付）を受ける子どもについては、現行の幼稚園就園奨励費を考慮
 - ・ 保育認定（2・3号給付）を受ける子どもについては、現行の保育所運営費による保育料設定を考慮
- ※ 国が定める水準については、1号給付、2・3号給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準としている。

教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金(都道府県負担金)の精算基準としての位置付け(最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定)

〔 ・ 現行の利用者負担の水準を基本。 〕

階層区分	推定年収	現行の保育料
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得 割非課税世帯含 む)	～270万円	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	～360万円	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	～680万円	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	680万円～	25,700円



階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得 割非課税世帯含 む)	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

※②～⑤：第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

※現行の保育料：実際の保育料等の平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。

※ ①～⑤：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ ただし、給付単価を限度とする。

※ なお、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる

保育認定を受けた子ども（満3歳以上）の利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金(都道府県負担金)の精算基準としての位置付け(最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定)

・保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、「0.7兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定

階層区分	推定年収	現行の 費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税 非課税世帯	～260万円	6,000円
③市町村民税 課税世帯	～330万円	16,500円
④所得税額 40,000円未満	～470万円	27,000円
⑤所得税額 103,000円未満	～640万円	41,500円
⑥所得税額 413,000円未満	～930万円	58,000円
⑦所得税額 734,000円未満	～1130万円	77,000円
⑧所得税額 734,000円以上	1130万円～	101,000円



階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	6,000円	6,000円
③市町村民税課税 世帯(所得税非 課税世帯)	16,500円	16,300円
④所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円

②～③：第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

④～⑧：第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯

※ ただし、保育単価を限度とする。

※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ ただし、給付単価を限度とする。

保育認定を受けた子ども（満3歳未満）の利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金(都道府県負担金)の精算基準としての位置付け(最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定)

・保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、「0.7兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税非課税世帯	～260万円	9,000円
③市町村民税課税世帯	～330万円	19,500円
④所得税額40,000円未満	～470万円	30,000円
⑤所得税額103,000円未満	～640万円	44,500円
⑥所得税額413,000円未満	～930万円	61,000円
⑦所得税額734,000円未満	～1130万円	80,000円
⑧所得税額734,000円以上	1130万円～	104,000円



階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	9,000円	9,000円
③市町村民税課税世帯(所得税非課税世帯)	19,500円	19,300円
④所得割課税額97,000円未満	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額169,000円未満	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額301,000円未満	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額397,000円未満	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額397,000円以上	104,000円	102,400円

②～③：第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

④～⑧：第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯

※ ただし、保育単価を限度とする。

※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ ただし、給付単価を限度とする。

新制度市民説明会について

日 時：平成26年7月28日（月）～8月7日（木）の間で10回開催

平日：19:00～20:30

土・日：10:00～11:30、15:00～16:30

場 所：各リージョンセンター（市民プラザ）、市民会館、ふれあいホール

対象者：東大阪市に在住する妊婦とその家庭、そして12歳未満の児童とその家族のすべて（主に幼稚園・保育所に通園する児童のいる家庭、及び来年度に入園を希望する児童のいる家庭を中心とする）

募集人数：50名～140名（予定）（施設収容数により異なる）

*定員になり次第締め切り

応募方法：ハガキ、ファックス、Eメール

内 容：子ども・子育て支援新制度の概要、支給認定証の申請手続、入園申込、利用者負担について

周知方法：市政だより、市ホームページ、子育てハッピーメール、在園児へのチラシ配布

子ども・子育て支援制度に関わる関係法令（抄）

児童福祉法

第八条

- ③ 市町村は、第三十四条の十五第四項の規定によりその権限に属させられた事項及び前項の事項を調査審議するため、児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

第三十四条の十五

- ② 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。
- ④ 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

第三十五条

- ⑤ 都道府県知事は、保育所に関する前項の認可の申請があつたときは、第四十五条第一項の条例で定める基準（保育所に係るものに限る。第八項において同じ。）に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。
- ⑥ 都道府県知事は、第四項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

（設置等の認可）

第十七条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第三項、第六項及び第七項並びに次条第一項において同じ。）の認可を受けなければならない。

- 3 都道府県知事は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

（事業停止命令）

第二十一条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

一～三 （略）

- 2 都道府県知事は、前項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖の命令をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

(認可の取消し)

第二十二條 都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは条例の規定又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、第十七条第一項の認可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による認可の取消しをしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

(都道府県における合議制の機関)

第二十五条 第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

上記2法における当該改正箇所は現在未施行であるが、附則に基づき、手続・認可等の準備行為は施行前に行うことができるとされている。

幼保連携型認定こども園や地域型保育事業の選定及び認可の審査に関する事項に係る審議会について

(1)幼保連携型認定こども園等や地域型保育事業の選定について

①子ども子育て支援事業計画に基づいて、需要量に対して供給量(確保量)の整備を順次行っていく。各リージョンごとに整備を行っていくが、民間事業者の公募により選定し進めていくため、その選定を行う合議体が必要となる。

②その合議体は、子ども子育て支援法第77条第1項に基づき子ども子育て支援事業を総合的にかつ計画的に進めるために設置された子ども子育て会議の中に部会を設置し、同法第7条第4項の幼保連携型認定こども園および同法第7条第5項の地域型保育の事業者の選定を行う



東大阪市子ども・子育て会議条例の一部改正

(2)幼保連携型認定こども園等や地域型保育事業の認可について

①市が幼保連携型認定こども園の設置を認可するには、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)第17条第3項で「合議制の意見を聴かなければならない」となっている

②市が地域型保育事業および保育所の設置を認可するには、児童福祉法第34条の15において「児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を(中略)聴かなければならない」また同法第35条において「児童福祉審議会の意見を聴かなければならない」となっている

③本市においては「児童福祉審議会」を社会福祉法第12条第1項の基づき社会福祉審議会に位置づけ、具体には児童福祉専門分科会で審議してもらっている。また幼保連携型認定こども園は「合議制の意見」との規定であるので、地域型保育事業および保育所同様に社会福祉審議会の意見を聴くことにする



東大阪市社会福祉審議会条例の一部改正

東大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称・案)

東大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称・案)

東大阪市特定教育・保育施設及び地域型事業の運営に関する基準を定める条例(仮称・案)

東大阪市保育の実施に関する条例の一部改正に関する方針・考え方
に対する市民意見と本市の考え方について

1 全体集計

1	募集期間	平成26年4月15日(火)～平成26年5月15日(木)
2	募集方法	ホームページ・窓口にフォーム掲載、メール・持参・郵送・Fax
3	意見提出者数	458件
4	意見件数	2,973件

東大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称・案)

	項目	件数(件)
1	職員の配置基準を改善し、1・2歳児を5:1、3歳児を15:1、4・5歳児を25:1としてください	202 件
2	教育・保育の時間を区分せず、教育・保育時間として統一してください	159 件
3	給食は自園調理を原則とし、調理員と調理室の設置を義務付けてください。外部委託は例外規定としてください。	131 件
4	学級編成基準は3歳児は20人以下、4・5歳児は25人以下にしてください	56 件
5	満3歳未満児の保育室は、地震、火災などの際に容易に避難できるよう、3歳児未満に限り3階以上も可能とすることはやめてください	44 件
6	1歳児4:1、2歳児5:1、3歳児15:1、4歳児・5歳児25:1にしてください	26 件
7	その他、職員配置に関すること	16 件
8	その他、給食に関すること	10 件
9	その他	3 件
	合計	647 件

東大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称・案)

	項目	件数(件)
1	保育者は、すべて保育士資格者としてください	305 件
2	職員配置や面積は認可保育所の基準を下回らないようにしてください	138 件
3	給食は自園調理を必須とし、調理員を配置してください	130 件
4	避難階段に関して、乳幼児集団避難に適切なものの基準を加えてください	28 件
5	高層階に保育室を設置する場合には、乳幼児を安全に避難させるために必要な職員配置要件の上乗せしてください	27 件
6	その他、職員配置に関すること	4 件
7	その他、給食に関すること	2 件
8	その他	5 件
	合計	639 件

東大阪市特定教育・保育施設及び地域型事業の運営に関する基準を定める条例(仮称・案)

	項目	件数(件)
1	保育料以外の上乗せ・実費徴収は必要な内容であっても最低限にとどめるべきであり、規制が必要です	144 件
2	保育料以外の上乗せ・実費徴収は基本的に認めるべきではありません	123 件
3	事業会計の公表を義務付けてください	96 件
4	重要事項について、職員の職種、員数及び職務の内容については、正規・非正規・資格者の数と勤続年数も含めて明らかにするようにしてください。	90 件
5	特定教育・保育の利用についての市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならないで、拒否も可能と読み取れるため、協力しなかった場合の罰則規定も明確にするべき	84 件
6	重要事項についての内容を保護者に情報提供するよう義務付けてください	71 件
7	その他	1 件
	合計	609 件

東大阪市保育の実施に関する条例の一部改正に関する方針・考え方

	項目	件数(件)
1	子どもの障害を事由に加えてください	202 件
2	保育必要性の事由について「10その他市町村が定める事由」とは何かをはっきりさせること	187 件
3	全ての子どもに対し市は保育の責任を負うことを明記すること	159 件
4	保育要件の年度途中の調査をすべし(要件がないのに入っている人がいる)	44 件
5	延長保育料等に兄弟減免(2人目半額)をしてください	26 件
	合計	618 件

その他

	項目	件数(件)
1	どの施設に入っても現行保育所基準以上の条例を保障すること	192 件
2	新制度の準備が遅れている中で、十分な検討ができないまま拙速な条例化は行わないこと	150 件
3	制度実施の延期を国に要望してください	82 件
4	その他	36 件
	合計	460 件

東大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称・案)
 東大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称・案)
 東大阪市特定教育・保育施設及び地域型事業の運営に関する基準を定める条例(仮称・案)
 東大阪市保育の実施に関する条例の一部改正に関する方針・考え方

に寄せられたご意見の概要と本市の考え方

No	項目	内容	意見	市の考え方
1	幼保連携型認定こども園に関する基準	職員の配置基準	職員の配置基準を改善し、1・2歳児を5:1、3歳児を15:1、4・5歳児を25:1としてください	職員の配置基準について、国は将来的に消費税が10%になり、さらに1兆円超の予算の確保ができれば質の改善について検討しています。本市におきましても国の動向を踏まえ、子ども・子育て会議の中で検討していきます。
2	幼保連携型認定こども園に関する基準	教育・保育時間	教育・保育の時間を区分せず、教育・保育時間として統一してください	国の基準に従い、支給認定に関して教育・保育の時間区分を行います。時間の区分により教育と保育が分断されることはないと考えます。
3	幼保連携型認定こども園に関する基準	給食	給食は自園調理を原則とし、調理員と調理室の設置を義務付けてください。外部委託は例外規定としてください	ご意見のとおり条例案を策定しています。
4	家庭的保育事業等に関する基準	保育士資格	保育者は、すべて保育士資格者としてください	現状の待機児童解消の課題と保育士不足の状況を鑑み、家庭的保育事業等については、市が実施する研修を受講した者についても保育を可能とします。しかしながら、将来的に課題が解決されていく中では、保育教諭の資格を有する者で配置を考えていくことも検討します。
5	家庭的保育事業等に関する基準	認可基準	職員配置や面積は認可保育所の基準を下回らないようにしてください	現状の待機児童解消の課題と保育士不足の状況を鑑み、家庭的保育事業等については、策定する基準により設置をします。しかしながら、国は将来的に消費税が10%になり、さらに1兆円超の予算の確保ができれば質の改善の方針を考えていることから、本市におきましても国の動向を踏まえ、子ども・子育て会議の中で検討していきます。
6	家庭的保育事業等に関する基準	給食	給食は自園調理を必須とし、調理員を配置してください	給食はご意見のとおり自園調理を必須としています。調理員については、現状の待機児童解消の課題を鑑み、家庭的保育事業等については、策定する基準により設置をします。しかしながら、国は将来的に消費税が10%になり、さらに1兆円超の予算の確保ができれば質の改善の方針を考えていることから、本市におきましても国の動向を踏まえ、子ども・子育て会議の中で検討していきます。
7	特定教育・保育施設及び地域型事業の運営に関する基準	上乗せ徴収	保育料以外の上乗せ・実費徴収は必要な内容であっても最低限にとどめるべきであり、規制が必要です	国の基準に従い、上乗せ徴収を可能とします。上乗せ徴収を実施するにあたり、将来的に規制等が必要であれば子ども・子育て会議等の中で検討を進めます。
8	特定教育・保育施設及び地域型事業の運営に関する基準	上乗せ徴収	保育料以外の上乗せ・実費徴収は基本的に認めるべきではありません	国の基準に従い、上乗せ徴収を可能とします。上乗せ徴収を実施するにあたり、将来的に規制等が必要であれば子ども・子育て会議等の中で検討を進めます。
9	保育の実施に関する条例	入所の事由	子どもの障害を事由に加えてください	保育の必要性の事由については、子どもを保育する保育者の状況により判定されます。障がい児の保育については、各施設の受け入れ体制も踏まえて優先利用を検討したいと考えています。
10	保育の実施に関する条例	入所の事由	保育必要性の事由について「10その他市町村が定める事由」とは何かをはっきりさせること	保育の必要性の事由については、国の基準に沿って策定していきます。